

新制度における主な課税の取扱いについて

I 寄附税制（寄附を行った者に係る税制）

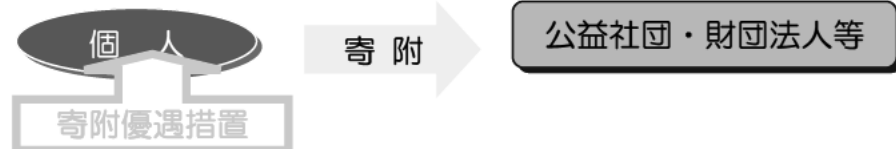
			公益社団・財団法人	特例民法法人	一般社団・財団法人
国 税	法人税	特定公益増進法人	○該当	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当 (約25,000法人中約900法人)	—
			○特定公益増進法人等に対する寄附金は、 <u>損金算入限度額に達するまでの金額を損金算入</u> （損金算入限度額については下図参照）		
	所得税	特定公益増進法人	○該当	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当	—
			○特定公益増進法人等に対する寄附金は、 <u>(寄附額-2,000円)を所得控除</u> ○寄附額は寄附をした個人の所得の40%相当額が限度		
		一定の要件を満たすことの証明を受けた法人	○(寄附額-2,000円)×40%を税額控除 ※所得税額の25%が限度額	—	—
	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（注）	○特例措置の対象	○特例措置の対象	○特例措置の対象 (非営利性が徹底された法人のみ)	
	相続税	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税	○特例措置の対象	○主務大臣の認定を受けたもの等が特例措置の対象	—
地方 税	道府 県	事業税所得割	—	—	—
			※課税標準が法人税の所得の計算の例によって算定した所得であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少する		
	道府 県税・ 市町村 税	法人住民税法人税割	—	—	—
		※課税標準が法人税額であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって法人税額が減少した場合、法人税割額も減少する			
	個人住民税所得割	都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金に係る寄附優遇措置	○公益社団・財団法人に対する寄附金が対象	○主務大臣の認定を受けた特定公益増進法人に対する寄附金が対象	—
			○次の金額を、寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除（ <u>税額控除</u> ） ・都道府県が条例で指定した寄附金… <u>(寄附額-2,000円)×4%</u> ・市区町村が条例で指定した寄附金… <u>(寄附額-2,000円)×6%</u> ※都道府県及び市区町村が重複して指定した寄附金… <u>(寄附額-2,000円)×10%</u> ○寄附額はその個人の所得の30%相当額が限度		

【寄附税制の適用が想定される場面】

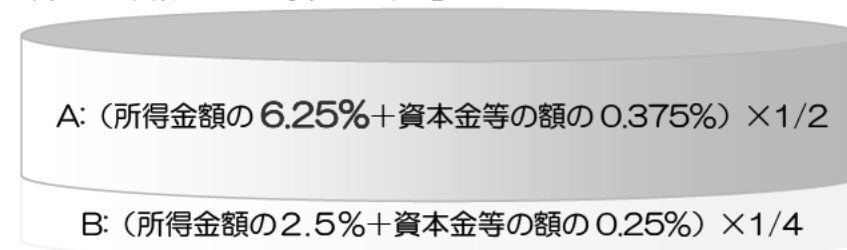
< (国税) 法人税、(地方税) 法人住民税法人税割 >



< (国税) 所得税・相続税、(地方税) 個人住民税所得割 >



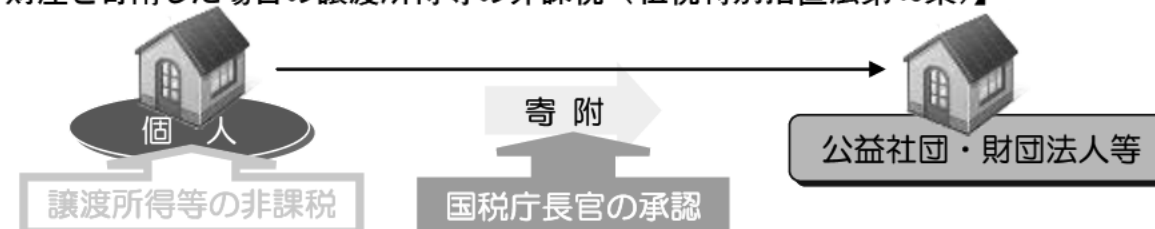
【損金算入限度額（株式会社の例）】



← 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額
(平成23年度税制改正において拡充)

← 一般寄附金の損金算入限度額
(上記の限度額を超える特定公益増進法人に対する寄附金の額と一般寄附金の額とを
対象にするもの)

【個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（租税特別措置法第40条）】



(注) 措置の詳細については、国税庁作成の資料
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/7230-37.pdf>)を参照。